

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

平成 2 9 年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) (略) (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (略) イ・ウ (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) (略) (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (略) イ・ウ (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) (略) (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) (略) <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u> <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月</u>	第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) (略) (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) (略)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>（1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u> <u>（2） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の5</u> （略） （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の4</u> （略） （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
(1)～(6) （略） (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の 規定に該当すること。 (8) （略）	(1)～(6) （略） (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。 (8) （略）